

65	福祉保健局	生活環境に起因する健康被害から都民を守る取組
事業概要	<p>(1) 新たな大気汚染健康障害者医療費助成の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大気汚染の影響を受けたと推定される疾病（気管支ぜん息・慢性気管支炎・ぜん息性気管支炎・肺気しゅ）にかかった方に対し、医療費を助成することにより、その者の健康障害の救済を図る。 <p>(対象者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象となる疾病にかかっている者（気管支ぜん息以外の疾病は18歳未満のみ） ・東京都の区域内に引き続き1年（3歳に満たない者にあつては、6月）以上住所を有する者 ・喫煙していない者 ・医療保険各法の規定により医療に関する給付が行われる者 <p>(2) 総合的な花粉症予防・治療対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○利用しやすい花粉症の根本的治療方法である舌下減感作療法について、都立病院や民間の医療施設等の協力を得て、臨床研究を実施することで、その開発を促進し、実用化と普及を図る。 平成21年10月に公表した臨床研究結果を活用し、実用化促進を図る。 ○花粉症患者実態調査を実施し、花粉症予防・治療対策への活用を図る。 ○花粉自動測定・予報システム（とうきょう花粉ネット）を導入運用し、都民への花粉情報の充実を図る。 	
これまでの経過	<p>(1) 新たな大気汚染健康障害者医療費助成の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例」に基づき、昭和47年10月から、気管支ぜん息・慢性気管支炎・ぜん息性気管支炎・肺気しゅ）及びその続発症にかかっている年少者（当初15歳以下、昭和48年4月から18歳未満）に対して医療費の助成を行ってきた。 ○平成19年8月の東京大気汚染訴訟の和解を受けて、平成20年8月から気管支ぜん息及びその続発症の対象年齢を全年齢に拡大した。 <p>(2) 総合的な花粉症予防・治療対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成18年度に、財団法人東京都医学研究機構に委託して、舌下減感作療法の臨床研究を開始し、平成21年10月に結果を公表した（学会発表、関係団体等への周知も実施）。 ○平成18年度に花粉症患者実態調査を実施し、平成19年9月に調査結果をとりまとめて公表した。本調査により、都民の28.2%、約3.5人に1人がスギ花粉症であることが判明した。 ○平成18年度からとうきょう花粉ネットの構築を進め、平成20年シーズンの試験運用の結果を踏まえた上で、平成21年シーズンから本格運用を開始した。平成21年シーズンは、平成21年2月から5月中旬までの間、1時間単位で48時間先までの花粉予報を都のホームページ上で提供した。あわせて、5,000名の登録者に対し、花粉予報を携帯電話等へメールで配信するサービスを実施した。 	

現在の進行状況	<p>(1) 新たな大気汚染健康障害者医療費助成の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成 20 年 5 月 1 日から、制度拡大に伴う事前申請の受付を開始した。 ○平成 20 年 8 月 1 日から、新制度が施行され、認定された患者に対する医療費の助成を行っている。 <p>(2) 総合的な花粉症予防・治療対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○舌下減感作療法については、平成 20 年度で終了した患者の方への投薬・検査の結果を解析している。また、実用化促進に向けて、臨床研究結果を活用した普及啓発を検討中 ○とうきょう花粉ネットについては、平成 21 年シーズンの運用結果を基に、システムの検証・改善を行い、平成 22 年シーズンの運用を行っている。 		
今後の見通し	<p>(1) 新たな大気汚染健康障害者医療費助成の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○条例の施行後 5 年を経過した時点で新条例の施行の状況について検証し、その結果に基づき必要な見直しを行う。 <p>(2) 総合的な花粉症予防・治療対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○舌下減感作療法について、今後、実用化に向けた製薬メーカーによる臨床試験が実施される見通し ○とうきょう花粉ネットについては、前年シーズンの運用結果を検証し、更なる精度向上等の改善を行った上で、引き続き運用を行う。 ○シンポジウム等を通じて、都民及び医療関係者へ舌下減感作療法等最新の花粉症の治療法に関する情報を提供する。 		
問い合わせ先	福祉保健局 健康安全部 環境保健課	電話	03-5320-4491 03-5320-4493